令和６年度 特別区民税・都民税・森林環境税について

令和6年1月1日現在、荒川区に居住していて、特別区民税・都民税・森林環境税が課税される方に令和6年度の納税（税額決定）通知書をお送りしています。

（令和６年1月1日現在、荒川区内に住所を有していない方でも、荒川区に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で特別区民税・都民税の均等割が課税される方にはこの通知をお送りしています。）

納税（税額決定）通知書の見方

令和6年度　特別区民税・都民税・森林環境税の金額です
令和5年1月～令和5年12月の収入等を基に計算しています

お問い合わせの際は、こちらの番号をお伝えください

納付書又は口座振替により納めていただく金額が記載されています

①

特別区民税・都民税・森林環境税　課税明細①　（単位：円）　荒川区　お問い合わせ番号 0699999999

氏名　荒川　太郎　様

◎ 税額及び徴収方法

年税額	徴収方法 給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	普通徴収税額
122,500	0	37,500	85,000

所得割額から控除しきれない配当割額・株式等譲渡所得割額	左のうち還付対象額
0	0

※森林環境税の課税がある場合の充当の金額には、法令の規定に基づき納付又は納入を委託したものとみなされる金額を含みます。

◎ 普通徴収の方法で納めていただく税額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
a.期別税額	16,000	23,000	23,000	23,000
b.充当額	0	0	0	0
納付税額（a−b）	16,000	23,000	23,000	23,000
納期限	令和6年7月1日	令和6年9月2日	令和6年10月31日	令和7年1月31日

所得割額から控除しきれない配当割額・株式等譲渡所得割額を充当します。
充当してもなお残額がある場合は、その金額を還付します。還付に関する通知は別途送付します。

同封の納付書で納めていただく税額です
納付方法の詳細につきましては、同封の「便利な納付方法のご案内」をご覧ください。

◎ 公的年金から特別徴収（引き落とし）の方法で納めていただく税額及び年金支払月

	仮徴収税額			本徴収税額			翌年度の仮徴収税額		
年金支払月	令和6年4月	令和6年6月	令和6年8月	令和6年10月	令和6年12月	令和7年2月	令和7年4月	令和7年6月	令和7年8月
徴収税額	6,200	6,000	6,000	6,500	6,400	6,400	6,300	6,200	6,200

支払者の名称	厚生労働大臣（日本年金機構）
公的年金の種類	老齢基礎年金　法人番号

翌年度も引き続き年金の支払を受ける場合に引き落とする予定の金額です。

公的年金からの特別徴収については、上記公的年金の支払の際に、その支払者が税額を徴収します。また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が「翌年度の仮徴収税額」欄に記載した額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法321条の7の8の規定によって通知します。

公的年金から引き落とする金額（年金特別徴収税額）を記載しています

1 対象者
前年中に公的年金等の所得がある方で、**令和６年４月１日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方**

2 徴収方法
⑴新たに年金特別徴収を行う方（前年度に本徴収税額の特別徴収が停止された方も含む）
年金からの引き落とをして１０月以降開始します。そのため、公的年金所得相当分の税額の２分の１を普通徴収（納付書又は口座振替による納付　納付月：６月［第１期］・８月［第２期］）で納めていただき、残りの額を、１０月・１２月・２月の各月の公的年金から引き落としします
⑵前年度から継続して年金特別徴収を行う方
仮徴収税額…前年度の公的年金所得相当分の税額の６分の１の額を、４月・６月・８月の各月に引き落とします
本徴収税額…１０月・１２月・２月の各月は、公的年金所得相当分の税額から仮徴収税額を引いた残りの額を引き落とします
※令和６年４月・６月・８月の年金からの特別徴収（引き落とし）については、制度上、この通知の仮徴収税額欄に表記された金額とは異なり、前年度に通知した令和６年４月・６月・８月の仮徴収税額の金額が特別徴収される場合があります。その場合については、年金支払者からの納入確認後、還付等のご案内をさせていただきます。
⑶翌年度の仮徴収税額
翌年度の４月・６月・８月の各月に引き落とする予定の税額です

3 森林環境税について（令和６年度に限り、下記の方法で引き落としとなります。）
年金特別徴収税額の本徴収（10月以降の徴収）がある場合は、森林環境税額（1,000円）の全額を本徴収の期間に公的年金から引き落とします。（複数の徴収方法で税額を納める方の場合、異なることがあります。）

4 令和６年度における特別税額控除（定額減税）について
年金特別徴収を前年度以前から今年度まで継続されている方と、今年度から開始される方で減税の方法が異なります。詳細については同封の「令和６年度　特別区民税・都民税の定額減税について」をご参照ください。

所得から所得控除を差し引いた金額です（1,000円未満端数切捨）
※所得や所得控除の内容は、課税明細③を参照してください

課税標準額に税率（総所得の場合は特別区民税6%、都民税4%）を乗じた金額になります

②

特別区民税・都民税・森林環境税　課税明細②　（単位：円）　荒川区　お問い合わせ番号 0699999999

氏名　荒川　太郎　様

◎ 税額の計算

	a.課税標準額	特別区民税	都民税
所得区分 総所得	1,300,000	78,000	52,000
山林等			
分離課税 短期譲渡			
分離課税 長期譲渡			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
調整控除	△ 1,500	△ 1,000	
配当控除	△	△	
住宅借入金等特別税額控除	△	△	
寄附金税額控除	△	△	
外国税額控除等	△	△	
配当割額・株式等譲渡所得割額	△	△	
特別税額控除（定額減税）	△ 6,000	△ 4,000	
e.所得割額（c−d）	70,500	47,000	
f.均等割額	3,000	1,000	
g.森林環境税額（国税）	1,000		
h.年税額（e＋f＋g）	122,500		

c.算出所得割額（a×b）　d.税額控除等

定額減税控除可能額	控除外額（控除しきれない額）
10,000	0

所得割額から控除しきれない配当割額・株式等譲渡所得割額

○ 税額の計算方法

a.課税標準額　課税標準額とは次の金額 所得金額−所得控除額（1,000円未満の端数切り捨て）　※ 所得及び所得控除の金額は次ページをご覧ください。
×
b.税率

	特別区民税	都民税
総所得 山林・退職	6 %	4 %
分離所得	右表参照	

＝
c.算出所得割額
－
d.税額控除等
＝
e.所得割額（100円未満の端数切り捨て）
＋
f.均等割額
＋
g.森林環境税額（国税）

h.年税額

※ 特別区民税・都民税を合わせて「住民税」といいます。

○分離課税分の税率

所得区分		特別区民税	都民税
短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%
	軽減分	3.0%	2.0%
長期譲渡 特定分	一般分	3.0%	2.0%
	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
長期譲渡 軽課分	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
一般株式等の譲渡		3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡		3.0%	2.0%
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%
先物取引		3.0%	2.0%

特別税額控除（定額減税）の控除可能額等が記載されます

令和5年1月～令和5年12月の所得（収入）が記載されています

③

特別区民税・都民税・森林環境税　課税明細③　（単位：円）　荒川区　お問い合わせ番号 0699999999

氏名　荒川　太郎　様

◎ 総合課税の所得

給与＊	950,000
（収入金額）	（1,600,000）
公的年金	900,000
（収入金額）	（2,000,000）
営業等	
農業	
不動産	
利子	
配当	
雑（公的年金以外）	
総合譲渡・一時	
合計（総所得）	1,850,000

＊ 所得金額調整控除後の金額

◎ 繰越損失控除

純損失	
雑損失	
居住用財産・株式等・先物取引	

○ その他

合計所得金額	1,850,000
損失控除後の所得金額 特別控除	1,850,000

◎ 分離課税の所得

山林等		
分離課税の譲渡 短期	一般分	
	軽減分	
長期	一般分	
	特定分	
	軽課分	
特別控除合計		
株式等の譲渡		
上場株式等の配当等		
先物取引		

○ 所得の計算方法
所得金額とは、　収入金額－必要経費
※ 給与所得・公的年金等の所得の場合は次によります。

＜給与所得の計算＞（収入金額から給与所得控除を差し引いた金額）

収入金額（A）	所得金額	収入金額（A）	所得金額
551,000円未満	0	◎ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A)×60%＋100,000
551,000円以上 1,619,000円未満	(A)−550,000	◎ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A)×70%− 80,000
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000	◎ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A)×80%＝440,000
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000	6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A)×90%−1,100,000
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000	8,500,000円以上	(A)　−1,950,000
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000		

◎部分は、収入金額（A）を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円＝4,000円＝454.05→454＝4,000円＝1,816,000円（A）

◎ 所得控除

雑損	
医療費	36,000
社会保険料	84,000
小規模企業共済	
生命保険料	
地震保険料	
障・寡・ひ・勤	
配偶者	
配偶者特別	
扶養	
基礎	430,000
合計	550,000

○ 本人該当事項

障害者	特別		寡婦	
	その他		ひとり親	
			勤労学生	

○ 扶養親族等該当事項

配偶者	一般		特定	人
	老人		うち同居	人
障害者（内数）	うち同居	人	老人	人
	特別	人	その他	人
	その他	人	16歳未満	人

＜公的年金等所得の計算＞（収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	(B) − 1,100,000	(B) − 1,000,000	(B) − 900,000
	3,300,000円以上4,100,000円未満	(B) × 75% − 275,000	(B) × 75% − 175,000	(B) × 75% − 75,000
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(B) × 85% − 685,000	(B) × 85% − 585,000	(B) × 85% − 485,000
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(B) × 95% − 1,455,000	(B) × 95% − 1,355,000	(B) × 95% − 1,255,000
	10,000,000円以上	(B) − 1,955,000	(B) − 1,855,000	(B) − 1,755,000
65歳未満	1,300,000円未満	(B) − 600,000	(B) − 500,000	(B) − 400,000
	1,300,000円以上4,100,000円未満	(B) × 75% − 275,000	(B) × 75% − 175,000	(B) × 75% − 75,000
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(B) × 85% − 685,000	(B) × 85% − 585,000	(B) × 85% − 485,000
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(B) × 95% − 1,455,000	(B) × 95% − 1,355,000	(B) × 95% − 1,255,000
	10,000,000円以上	(B) − 1,955,000	(B) − 1,855,000	(B) − 1,755,000

※65歳以上であるかどうかの判定は、その年の12月31日（その納税者が年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によります。

よくある質問

Q　既に荒川区から転出しているのに、荒川区に納税するのはなぜですか？
A　1月1日現在の住所地で課税されます。既に転出された方も、令和6年1月1日現在荒川区にお住まいの方は荒川区に納税することになります。

Q　給与から税金が特別徴収（引き落とし）されているのに、この通知が届いたのはなぜですか？
A　給与以外に不動産所得や事業所得等がある方で、これらの所得について特別徴収を希望されていない場合は、給与からの特別徴収分の他に納付書（又は口座振替）でご納付いただく金額がありますので、この通知書をお送りしました。

Q　年金から税金が特別徴収（引き落とし）されているのに、納付書等でも納めるのはなぜですか？
A　年金からの特別徴収は、公的年金の所得にかかる税額のみとなります。公的年金以外の所得がある方は、納付書等で納めていただく金額があり、それぞれの合計額が年間の税額となります。また、令和６年４月１日に65歳になられた方や前年度の途中に税額変更等で年金特別徴収を停止した方についても、納付書等で納めていただく金額があります。

税額の計算について

◎特別区民税・都民税・森林環境税の計算のしくみ　※特別区民税・都民税を総称して住民税といいます。

Ⓐ 課税標準額
（1,000円未満端数切捨）

・課税標準額とは次の金額
所得金額－所得控除額
所得金額＝収入－必要経費
※給与所得・公的年金等の所得の場合は下記の方法により計算します。

×

Ⓑ税　率

	特別区民税	都民税
総所得 山林・退職	6％	4％
分離所得	下表参照	

＝

Ⓒ 算　出 所得割額

－

Ⓓ 税　額 控除等

＝

Ⓔ 所得割額
（100円未満端数切捨）

＋

Ⓕ均等割額　4,000円
（特別区民税　3,000円）
（都　民　税　1,000円）

＋

Ⓖ森林環境税（国税）1,000円

Ⓗ 年税額

〈分離所得分〉

区分		課税譲渡所得	特別区民税	都民税
短期譲渡	一般分	一律	5.4%	3.6%
	軽減分	一律	3%	2%
長期譲渡	一般分	一律	3%	2%
	特定分	2,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		2,000万円超の場合	3%－12万円	2%－8万円
	軽課分	6,000万円以下の場合	2.4%	1.6%
		6,000万円超の場合	3%－36万円	2%－24万円
一般株式等の譲渡			3%	2%
上場株式等の譲渡			3%	2%
上場株式等の配当等			3%	2%
先物取引			3%	2%

※特別区民税均等割には、次の軽減措置があります。

軽減の条件	軽減額
①均等割が課される同一生計配偶者又は扶養親族	1,500円
②上記①の方を２名以上有する方	1,000円

〈給与所得の計算〉（収入金額から給与所得控除を差し引いた金額）

収入金額(A)	所得金額
551,000円未満	0
551,000円以上 1,619,000円未満	(A) －550,000
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000

収入金額(A)	所得金額
◎ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A) ×60%＋　100,000
◎ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A) ×70%－　80,000
◎ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A) ×80%－　440,000
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(A) ×90%－ 1,100,000
8,500,000円以上	(A)　－ 1,950,000

◎部分は、収入金額(A)を4,000円単位で端数処理をした後の金額を代入して計算します。
例：1,816,200円÷4,000円＝454.05→ 454×4,000円＝1,816,000円 (A)

※所得金額調整控除
下記の対象者に該当する場合は算出した控除額を上記の表で求めた給与所得額から差し引きます

	対象者	控除額
①	給与収入が850万円を超えて、下記のいずれかに該当する方 ・本人が特別障害者である方 ・23歳未満の扶養親族がいる方 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方	(給与等の収入金額(※1)－850万円)×10% (※1)　1,000万円を上限
②	給与所得と公的年金等の所得の両方がある方	(給与所得(※2)＋公的年金等の所得(※2))－10万円 (※2)　それぞれ10万円を上限

非課税について
右のいずれかに該当する場合は非課税です。

・合計所得金額が「35万円×（１＋同一生計配偶者及び扶養親族の人数）＋10万円＋21万円」以下の方（単身者の場合、21万円の加算はありません）
・本人が障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除のいずれかの適用を受けている場合または未成年者の場合で合計所得金額が135万円以下の方
・令和６年１月１日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

〈公的年金等の所得の計算〉（収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）

受給者の年齢	収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	(B)　－ 1,100,000	(B)　－1,000,000	(B)　－　900,000
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(B)×75%－　275,000	(B)×75%－　175,000	(B)×75%－　75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B)×85%－　685,000	(B)×85%－　585,000	(B)×85%－　485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(B)　－1,955,000	(B)　－1,855,000	(B)　－1,755,000
65歳未満	1,300,000円未満	(B)　－　600,000	(B)　－　500,000	(B)　－　400,000
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(B)×75%－　275,000	(B)×75%－　175,000	(B)×75%－　75,000
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(B)×85%－　685,000	(B)×85%－　585,000	(B)×85%－　485,000
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(B)×95%－1,455,000	(B)×95%－1,355,000	(B)×95%－1,255,000
	10,000,000円以上	(B)　－1,955,000	(B)　－1,855,000	(B)　－1,755,000

所　得　控　除

種類	控除額
雑損控除	次の①又は②のどちらか多い金額 ①(損害金額)－(保険金などで補てんされる額)－(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額)－５万円
医療費控除	(支払った医療費の総額)－(保険金などで補てんされる額)－〔総所得金額等×５％(10万円を上限)〕＝控除額〔上限額200万円〕
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）	(支払った特定一般用医薬品等購入費)－(保険金などで補てんされる額)－１万２千円＝控除額〔上限額８万８千円〕
社会保険料控除	支払った保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額

生命保険料控除

保険の種類		支払った保険料(A)	控除額算出式
新契約分 （平成24年１月１日以降に締結した生命保険契約）	①一般の生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額
		12,000円超～32,000円以下	(A)÷２＋　6,000円
		32,000円超～56,000円以下	(A)÷４＋14,000円
		56,000円超	28,000円
旧契約分 （平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約）	④一般の生命保険料 ⑤個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
		15,000円超～40,000円以下	(A)÷２＋　7,500円
		40,000円超～70,000円以下	(A)÷４＋17,500円
		70,000円超	35,000円

①～⑤について上表により個別に控除額を計算し、次の算式に代入して求めます。（上限額：70,000円）
(①の控除額＋④の控除額)＋(②の控除額＋⑤の控除額)＋③の控除額
※　※
※ 下線部分の上限額はそれぞれ28,000円
ただし、下線部分が旧契約（④又は⑤）の控除のみの場合は、35,000円を上限額とする。

地震保険料控除

	支払った保険料(B)	地震保険料控除算出式
① 地震保険料	50,000円以下	(B)÷２
	50,000円超	25,000円
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超～15,000円以下	(B)÷２＋2,500円
	15,000円超	10,000円

※ ①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方の支払がある場合は、それぞれの控除額の合計額〔上限額25,000円〕

（所得控除　続き）

	控除の種類		控除額
人的控除	障害者		26万円
	特別障害者		30万円
	同居特別障害者		53万円
	寡婦		26万円
	ひとり親		30万円
	勤労学生		26万円
	扶養	一般(16歳以上18歳以下及び23歳以上69歳以下)	33万円
		老人(70歳以上)	38万円
		同居老親等(70歳以上)	45万円
		特定(19歳以上22歳以下)	45万円
	基礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円
		2,400万円超　2,450万円以下	29万円
		2,450万円超　2,500万円以下	15万円

控除の種類			納税義務者の合計所得金額ごとの控除額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般		33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別	配偶者の合計所得金額	48万円超　100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超　105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超　110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超　115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超　120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超　125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超　130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超　133万円以下	3万円	2万円	1万円

「Ⓓ税額控除等」の計算方法

（1）調整控除（合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません）

合計課税所得金額が200万円以下の場合
ア　人的控除額の差額（＊１）の合計額
イ　合計課税所得金額（＊２）
⇒　アとイのいずれか少ない額の５％
（特別区民税３％・都民税２％）

合計課税所得金額が200万円超の場合
ア　人的控除額の差額（＊１）の合計額
イ　合計課税所得金額（＊２）－200万円
⇒　アからイを控除した金額〔５万円以下（マイナスを含む）の場合は５万円〕の５％
（特別区民税３％・都民税２％）

（＊１）人的控除額の差額…下表の「控除の種類」に該当する控除の適用がある場合、各「控除の種類」に記載の差額

控除の種類		差額
寡婦		1万円
ひとり親	父	1万円
	母	5万円
障害者		1万円
特別障害者		10万円
同居特別障害者		22万円

控除の種類		差額
扶養親族	一般	5万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
	特定	18万円
勤労学生		1万円
基礎控除		5万円

控除の種類			納税者本人の合計所得金額ごとの差額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者	一般		5万円	4万円	2万円
	老人(70歳以上)		10万円	6万円	3万円
配偶者特別	配偶者の合計所得金額	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

（＊2）合計課税所得金額…納税（税額決定）通知書の課税明細②「◎税額の計算」の表中の「総所得」及び「山林等」の課税標準額の合計

（2）配当控除　※申告分離課税を選択した場合は適用なし

種類 ＼ 課税標準額	1,000万円以下の部分 特別区民税	1,000万円以下の部分 都民税	1,000万円超の部分 特別区民税	1,000万円超の部分 都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

（3）配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区分	特別区民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

（4）外国税額控除（控除限度額）

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18％
都民税	所得税の控除限度額の12％

（5）寄附金税額控除　※控除の対象となる寄附金額の上限は、総所得金額等の30％です。

寄附先団体	控除額計算式
荒川区の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×６％（特別区民税分）
東京都の条例で指定されている団体	(寄附金額－2,000円)×４％（都民税分）
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部・地方公共団体で特例控除対象以外の団体	(寄附金額－2,000円)×10％　※特別区民税分６％、都民税分４％
地方公共団体で特例控除対象の団体（ふるさと納税など）	(寄附金額－2,000円)×10％＋特例控除額（＊３）　※特別区民税分６％、都民税分４％

（＊３）特例控除額…次の計算式により算出（特別区民税・都民税算出所得割額から調整控除を差引いた金額の２割が上限）
※総務大臣が指定した地方公共団体への寄附に限り、特例控除が適用されます。

基本的な特例控除額計算式	(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×(90％－所得税の限界税率（＊４）×1.021)

（＊４）所得税の限界税率…所得税額の計算の際に適用された最大の税率
※分離課税される所得があるときなどは、別の計算式により算出する場合があります。
地方公共団体に寄附した場合で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、所得税の控除相当額の「申告特例控除額」が上記に加算されます。

（6）住宅借入金等特別税額控除　※平成26年１月１日以後に居住を開始した場合に限ります。
下記の①と②－1、又は①と②－2を比較し、少ない金額を控除します。

①　所得税において控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額
②－1　所得税の課税総所得金額等の合計額に5％を乗じた額（上限　97,500円）　特定取得等（＊５）に該当しない場合
②－2　所得税の課税総所得金額等の合計額に7％を乗じた額（上限 136,500円）　特定取得等（＊５）に該当する場合

（＊５）特定取得等…特定取得、特別特定取得、特例取得、特別特例取得、特例特別特例取得のいずれかに該当するもの
※詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。
荒川区トップページ https://www.city.arakawa.tokyo.jp/ →税金（生活便利ナビ）→特別区民税・都民税（住民税）→住民税住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

（7）個人住民税（特別区民税・都民税）の特別税額控除（定額減税）※令和６年度に限る
次のアとイの金額の合計額を納税義務者の住民税の所得割額から控除します。ただし、アとイの合計額が住民税の所得割額を超える場合は、その所得割額を限度とします。
ア　納税義務者・・・1万円
イ　控除対象配偶者または扶養親族（いずれも国外居住者を除く）・・・1人につき1万円

○ お知らせ
確定申告書を提出した方について
不備等がある確定申告書や、申告・納付期限の延長を申請して提出した確定申告書については、延長された期限内に申告書を提出した場合でも今回の納税（税額決定）通知書にその内容が反映されていないことがあります（後日、更正等を行い、住民税額に変更がある場合には再度通知書をお送りします）。

〔お問い合わせ〕荒川区役所　税務課課税係　電話 03-3802-3111（代表）内線 2316～2319、2321～2323
※代表番号にお掛けの上、内線番号をお伝えください。
荒川区ホームページ　https://www.city.arakawa.tokyo.jp/
荒川区トップページ → 税金（生活便利ナビ） → 特別区民税・都民税（住民税） → 特別区民税・都民税について
（右側の２次元バーコードからアクセスできます）